

令和6年第11回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年11月7日（木）午後1時30分から午後1時45分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員（15人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	14番	奥 哲郎
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸

4. 欠席委員（5人）

	2番	中村 貴子
	13番	中村 安秀
	15番	森島 孝司
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第29号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第30号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 5 議案 第31号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

日 程 第 6 報告 第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第26号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 阪本 幸華
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号2番中村 貴子委員、13番中村 安秀委員、15番森島委員、18番新井委員、19番木村委員より欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中9名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p> <p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和6年第11回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしく願いします。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、16番吉田委員、17番畑中委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p> <p>日程第3、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号20番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>当該案件は、譲受人の監査役が●●委員となっている案件です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。</p>

●●委員の退席をお願いします。

(関係委員退席)

それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号20番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市富野 ●● ●●、譲受人は城陽市寺田

●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会長

対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

●●●●●●●●は農地所有適格法人の要件である法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号20番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農地所有適格法人要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

日程第4、議案第30号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号51番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号51番について説明します。

本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ない
と考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号51番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第5、議案第31号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し、受
付番号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号2番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
被相続人は城陽市富野 ●● ●●です。
相続人は京都市左京区 ●● ●●です。
相続開始年月日は令和6年2月19日です。
資料1に位置図を添付しております。

会長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。対象地は資料のとおりです。問題ないと考えますので審議のほどよ
ろしくお願いします。

会長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●委員 一部の農地で17㎡少ないのは、何故ですか。

事務局 農業用倉庫部分となっているので、その分を控除し少なくなっております。

会長 他に質疑はありますか。
質疑がないので採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。

日程第6、報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号46番と47番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号46番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号47番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、京都市左京区 ●● ●●です。

会長 只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

日程第7、報告第26号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明についてを専決しました。受付番号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申出人は、城陽市長池 ●● ●●です。
主たる従事者は、同じく城陽市長池 ●● ●●です。
資料2に位置図を添付しております。

会長 対象地の現地確認について、私から報告を行います。

対象地は住宅地に近接しており、全面も道路となっており生産緑地として管理されておられたので問題ないと考えます。

只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。
以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第11回定例総会を終了致します。
続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員